

認定農業者とは



他産業並みの所得・労働時間を目指す
「プロの農業者」

< 具体的要件 >

- ・ 農業経営改善計画書を提出すること（前年確定申告（写）を添付）
（経営主であることが必要です。販売名義、税申告、農地の耕作権等）
特例として家族経営協定を結んでの連名申請の場合は経営主以外でも可能です。
- ・ 18歳以上であること。ただし65歳以上の方については、経営移譲をしていない事、地域の推薦がある事を条件に、「特認」として認定を継続することができます。詳細については市役所農林課までお問い合わせください。
- ・ 農業専従者一人あたりの年間農業所得目標が400万円程度であること
法人の場合は、年間農業所得目標が400万円×役員数程度であること
- ・ 年間労働時間が150日以上であり、250日以下を目標とすること
（農業専従者としてみられるのが150日以上であるので、冬季間のアルバイト労働等は別にして、基本的に専業農家しか認定されません。また、250日が目標の上限というのは、他産業の年間平均労働時間の1,900時間を日数に換算したものです。）
- ・ その他
営農類型が基本構想と同水準であること。

< 審査会 >

天童市では、年2回程度、経営改善計画認定審査会を開き、認定を行っています。（委員：農業技術普及課・農協・農業委員会・農林課）

※ 経営所得安定対策等における、畑作物（大豆・麦・そば）の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、平成27年度から、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施することとなりました。その他国や県の施策についても、認定農業者であることが要件となる施策が増えています。認定を希望する方はお早めにご相談ください。